報　　第　　３２　　号

令和 ８ 年 ８ 月３１日提出

一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について

一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況を説明する書類（令和７年度決算並びに令和８年度事業計画及び予算）を作成したので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

経営状況を説明する書類

第１　令和７年度決算

１　貸借対照表（令和８年３月３１日）

（単位：円）

資　産　の　部		負債及び正味財産の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	566,284,669	流動負債	203,454,254
現金預金	287,680,332	未払金	140,650,226
未収金	268,160,619	未払消費税	5,962,900
商品	47,421	未払法人税等	261,000
貯蔵品	8,635,525	前受金	13,996,190
前払金	81,400	仮受金	3,000
仮払金	1,679,372	預り金	6,873,747
固定資産	323,642,223	１年以内返済予定リース債務	3,406,191
基本財産	92,370,443	賞与引当金	32,301,000
特定資産	202,705,955	修繕引当金	0
その他固定資産	28,565,825	固定負債	216,089,695
		退職給付引当金	202,705,955
		リース債務	13,383,740
		（負債合計）	419,543,949
		正味財産	470,382,943
		指定正味財産	75,370,443
		一般正味財産	395,012,500
合　　計	889,926,892	合　　計	889,926,892

2　正味財産増減計算書（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（収入）　　（単位：円）

大科目	中科目	金額	説明
経常収益			
基本財産運用益		1,187,000	
	基本財産受取利息	1,187,000	
特定資産運用益		399,046	
	特定資産受取利息	399,046	
事業収益		1,865,014,093	
	自主事業収益	122,130,163	教室参加費等
	指定管理料収益	1,742,883,930	指定管理料、利用料金等
受取補助金等		105,000	
	受取国庫補助金	0	
	受取地方公共団体補助金	0	
	受取民間補助金	105,000	
受取寄附金		999,340	
	受取寄附金	999,340	
物品販売収益		3,113,881	
	物品販売収益	3,113,881	
雑収益		5,638,572	
	雑収益	5,638,572	
経常収益計		1,876,456,932	
経常外収益			
引当金取崩額		6,809,550	
	修繕引当金取崩額	6,809,550	
経常外収益計		6,809,550	
合計		1,883,266,482	

（支出）　　（単位：円）

大科目	中科目	金額	説明
経常費用			
事業費		1,730,607,941	
	人件費	751,504,368	職員・臨時職員給与、福利厚生費等
	事業費	979,103,573	委託費、燃料光熱水費、賃借料等
管理費		94,055,556	
	人件費	68,987,983	役員報酬、給与、福利厚生費等
	管理費	25,067,573	賃借料、租税公課等
経常費用計		1,824,663,497	
経常外費用			
除却損失		1	
	リース資産除却損	1	
経常外費用計		1	
法人税等		261,000	
一般正味財産増減額		58,341,984	
合計		1,883,266,482	

３　事業実績

(1)　スポーツの普及・振興、健康づくりへの貢献

ア　心とからだの健康づくり支援

(ｱ)　健康・体力づくり推進事業

a　スポーツ教室　教室参加率　平均５９％

b　スポーツ及び健康相談・指導　利用者数　４，９８９人

c　体力測定

(ｲ)　運動・スポーツ活性化事業（こどもの体力向上支援等）

(ｳ)　施設利用促進事業

a　ＯＮＥＤＡＹスポーツランド　参加者数　１，７６３人

(ｴ)　健康文化事業

a　健康文化教室　教室参加率　平均６１％

イ　スポーツを通じた地域のスポーツライフ拠点づくり

(ｱ)　地域活性化支援事業

a　指導者派遣事業　派遣先１１１件、参加者数延べ３，８２１人

b　地域活性化のための事業　派遣先団体４団体、参加者数延べ５１０人

ウ　行政施策推進事業（熊本城マラソン２０２６運営業務等）

エ　ゴールデン・スポーツイヤーズ関連事業（国際スポーツ大会関連）

オ　スポーツ環境支援（スポーツフォトコンテスト等）

(2)　文化芸術振興による街なか賑わいづくりへの貢献

ア　文化芸術振興事業（文化事業の全国への発信等）

イ　熊本市民会館における自主事業等

ウ　地域の賑わい創出事業（中心市街地活性化連絡会議等）

エ　健軍文化ホールにおける自主事業等

オ　子育て支援事業

カ　こども文化会館における自主事業等

(3)　地域ネットワーク機能強化による地域社会振興

ア　各種団体とのネットワーク強化

イ　社会貢献事業

ウ　コーディネート機能を活かしたコミュニティ拠点づくり

エ　地域社会振興事業（文化芸術をテーマにした作文表彰事業等）

オ　関係団体等連携強化

(4)　利用者満足度向上へ向けた環境整備

ア　施設管理運営事業

(ｱ)　熊本市総合体育館・青年会館　　利用人数　３６９，１４１人

(ｲ)　田迎公園運動施設　　利用人数　１６６，０９０人

(ｳ)　南部総合スポーツセンター　　利用人数　１４８，５００人

(ｴ)　熊本市総合屋内プール　　利用人数　２６１，６２９人

(ｵ)　託麻スポーツセンター　　利用人数　８０，６６１人

(ｶ)　水前寺野球場・競技場　　利用人数　１４５，４７５人

(ｷ)　城南総合スポーツセンター　　利用人数　１４０，８０３人

(ｸ)　城南Ｂ＆Ｇ海洋センター　　利用人数　１９，２３９人

(ｹ)　植木中央公園運動施設　　利用人数　２１５，４３９人

(ｺ)　こども文化会館　　利用人数　３７０，６８９人

(ｻ)　熊本市健軍文化ホール　　利用人数　４５，１２０人

(ｼ)　熊本市民会館　　利用人数　３４３，２８１人

イ　一括管理のスケールメリットの発揮（顧客管理システムの活用等）

ウ　お客様本位の高品位なサービスの提供（公平・公正な運営策等）

エ　安全・安心・快適な利用空間の創出（安全管理対策等）

(5)　組織改革推進による組織強化

ア　人材育成、能力開発の強化（職員研修等）

イ　積極的な組織改革の推進（経営改革の推進等）

ウ　組織力を活かした営業活動

(ｱ)　利用促進の取組（ＷＥＢサイト運営等）

(ｲ)　ＪＰＰＣ（日本公共スポーツ施策推進協議会）との連携

(ｳ)　財団ＰＲの強化

第２　令和８年度事業計画

１　スポーツの振興及び健康づくりへの貢献

(1)　スポーツの普及・振興

ア　指導者派遣事業

イ　熊本市等関連事業

ウ　学校教育支援事業

(2)　施設機能を活かした心身の健康増進

ア　健康・体力づくり推進事業

イ　施設利用促進事業

ウ　財団が管理運営する施設間の連携事業

(3)　スポーツに親しめる環境整備

ア　指導者育成事業

イ　環境支援事業

ウ　組織力を活かした営業体制づくり

２　文化芸術振興及びこども・子育て支援への貢献

(1)　文化芸術の振興

ア　指定事業

イ　自主事業

ウ　財団が管理運営する施設間及び外部団体との連携事業

(2)　子育て支援の推進

ア　指定事業

イ　自主事業

ウ　財団が管理運営する施設間の連携事業

(3)　文化芸術、子育て支援の環境整備

ア　活動の場・活動機会の提供

イ　快適な施設利用のための環境整備

ウ　デジタル技術等の活用による文化芸術・子育て支援の情報にアクセスしやすい環境づくり

３　持続可能な財団経営

(1)　利用者満足度向上へ向けた環境整備

ア　ホスピタリティの強化

イ　効率的・効果的な施設マネジメント

ウ　施設設置目的の達成

(2)　人材育成・能力開発・財団価値の強化

ア　研修計画の強化

イ　職員の能力開発

ウ　財団としての確立、アピール

(3)　財団経営の健全化

ア　経営マネジメントの強化

イ　業務・組織改革の推進

ウ　指定管理施設の維持・獲得

第３　令和８年度予算

（収入）　　（単位：千円）

大科目	中科目	金額	説明
経常収益			
基本財産運用益		1,163	
	基本財産受取利息	1,163	
特定資産運用益		321	
	特定資産受取利息	321	
事業収益		1,953,976	
	自主事業収益	123,470	教室参加費
	指定管理料収益	1,830,506	指定管理料、利用料金等
物品販売収益		3,346	
	物品販売収益	3,346	
雑収益		4,114	
	雑収益	4,114	
経常収益計		1,962,920	
合計		1,962,920	

（支出）　　（単位：千円）

大科目	中科目	金額	説明
経常費用			
事業費		1,860,307	
	人件費	830,206	職員・臨時職員給与、福利厚生費等
	事業費	1,030,101	委託費、燃料光熱水費、賃借料等
管理費		102,613	
	人件費	74,262	役員報酬、給与、福利厚生費等
	管理費	28,351	賃借料、租税公課等
経常費用計		1,962,920	
合計		1,962,920	

（提出理由）

一般財団法人熊本市文化スポーツ財団は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第３項の法人に該当するので、同法第２４３条の３第２項の規定に基づき、その経営状況について報告するものである。